

岐阜市随意契約ガイドライン

平成17年	4月19日	決裁
平成20年	3月28日	改正
平成24年	4月1日	改正
平成25年	4月1日	改正
平成26年	3月31日	改正
平成28年	3月25日	改正
平成31年	3月29日	改正
令和2年	3月26日	改正
令和3年	3月31日	改正
令和4年	4月1日	改正
令和7年	3月31日	改正

このガイドラインは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号から第9号までの規定の対象となる可能性のある主な態様を例示したものである。

したがって、随意契約によることができるものは、このガイドラインに例示したものに限定される趣旨のものではなく、また、このガイドラインに該当するものは、直ちに適用すべきものとする趣旨でもない。

なお、個々の契約については、契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的かつ総合的に判断し決定するものとし、随意契約方式を適用することとした場合は、その理由を明確にしておくものとする。

1 予定価格が岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）で定める額を超えない場合（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

岐阜市契約規則第28条で定める随意契約によることができる予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）の範囲は、次のとおりである。

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 工事又は製造の請負 | 200万円以下 |
| (2) 財産の買入れ | 150万円以下 |
| (3) 物件の借入れ | 80万円以下 |
| (4) 財産の売払い | 50万円以下 |
| (5) 物件の貸付け | 30万円以下 |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 100万円以下 |

注1) 原則、複数の業者から見積徴取すること。

注2) 各号に掲げる金額以下で見積り合わせをせず一者随意契約を行う場合は、2から9までの項目を参考に適正であるかどうかを判断し、その理由を明確にしておくこと。

注3) 各号に掲げる金額を超えて一者随意契約を行う場合は、一者随意契約理由書（チェックリスト）を必ず添付すること。ただし、財産の買入れについて岐阜市物品調達事務処理要綱第3条第1項第3号に規定する銘柄等指定理由書を添付する場合は、省略することができる。

2 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

(1) 特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない下記に掲げる契約をするとき。

【工事請負関係】

- ア 特殊工法等を用いる必要がある工事を施工するとき。
- イ 文化財その他極めて特殊な建築物であるため、施工者が特定される工事を施工するとき。
- ウ 極めて特殊な設備であるため、施行可能な者が特定される設備、機器等の工事を施工するとき。
- エ ガス事業法（昭和29年法律第51号）等法令等の規定に基づき、施工者が特定される工事を施工するとき。
- オ 本施工に先立ち行われる試験的な施工（以下「試験施工」という。）の結果、当該試験施工者に施工させなければならないとき。

【業務委託関係】

- ア 特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）又は意匠法（昭和34年法律第125号）による権利を行使する行為に係るとき。
- イ 新聞、雑誌等への広告の掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託するとき。
- ウ 特定の公益目的達成に必要な場合
 - ①契約相手が公的機関又は公的機関に準ずる機関である場合
 - ②相手方の支援を政策目的とする委託で、相手方が市民団体、劇団、楽団等である場合

【物品購入関係】

- ア 特定の者だけしか持っていない物品を購入するとき。
- イ 不代替品であり、又は用途が一定しており、それ以外の目的に使用することができない等、特別な目的があるため購入先が特定されるとき。

【共通】

- ア コンペ、プロポーザル方式等の競争又は比較協議により契約の相手方をあらかじめ特定しているとき。

(2) 経験若しくは知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通した者と契約するとき。

【工事請負関係】

- ア 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがあるとき。

イ 埋蔵文化財の調査、発掘等で特殊な技術又は手法を用いる必要がある工事を施工するとき。

【業務委託関係】

ア 著作権等による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者に行わせるとき。

イ 開発されたプログラムは著作権で保護されているため、他の者では解析や改造ができないとき。

ウ 既存の情報処理システム等を設計し、又は製作した者以外の者に施行させた場合、契約不適合責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にある改良・保守の契約をするとき。

エ 極めて特殊な設備・機器の製作者等に運転、保守管理等を行わせるとき。

オ 訴訟、調停、登記、鑑定等の事務を委託するとき。

カ 継続的な業務で業者を特定しなければ事業自体の継続が困難であるとき。

キ 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に委託させると履行中の業務との整合に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

ク 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要があるとき。

(3) 市場価格が一定している場合で競争に付す必要がない物品を購入するとき。

(4) 国若しくは地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約をするとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないとき。

3 障害のある方に対する就労に必要な訓練や生産活動などの機会を提供する施設（以下「障害者支援施設等」という。）又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（以下「認定生活困窮者就労訓練事業所」という。）において製作された物品を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる場合

障害者支援施設等、認定生活困窮者就労訓練事業所又は高年齢者若しくは配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦の就業支援を行う団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける場合（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）

一定の政策目的を達成するために必要な場合において契約するとき。

(1) 次に掲げる福祉関係施設において製作された物品を買い入れるとき。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）又は同条第1項に規

定する障害福祉サービス事業（同条第1項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。次号において同じ。）を行う施設

イ 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下「小規模作業所」という。）

ウ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設で利用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）

（2） 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所又は高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約をするとき。

（3） 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体が行う事業で、その事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体から受ける契約をするとき。

（4） 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。

4 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者（以下「ベンチャー企業」という。）として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。（地方自治法施行令第167条の2第1項第4号）

（1） 一定の政策目的を達成するために必要な場合において契約するとき。

ア ベンチャー企業として認定を受けた者から必要な新商品を買入れ、又は借り入れるとき。

イ ベンチャー企業として認定を受けた者から必要な新役務の提供を受けるとき。

5 緊急の必要により競争入札に付することができない場合 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)

(1) 緊急に施工等をしなければならないものであって、競争に付する時間的余裕がないときで、下記に掲げる契約をするとき。

【工事請負関係】

ア 道路の陥没等安全な道路の維持管理に伴う措置を行うとき。

- ①道路の陥没やひび割れへの対応
- ②橋梁の伸縮装置や高欄等の施設破損への対応
- ③道路路肩・法面の崩壊、道路上の危険物除去のための路面清掃等
- ④倒木等の道路通行に危険な支障物の除去
- ⑤その他維持管理上著しい支障が生じるとき

イ 水路、側溝等の管理に伴う措置を行うとき。

- ①側溝の段差解消、側溝壁の破損、側溝蓋の破損及びガタツキへの対応
- ②水路構造物の破損及び水路敷きの洗堀への対応
- ③流水を阻害する支障物の除去
- ④水路、側溝等に付属する施設の破損への対応
- ⑤排水機場等における排水設備の故障への対応
- ⑥農業用設備等の故障への対応
- ⑦その他維持管理上著しい支障が生じるとき。

ウ 道路反射鏡、道路照明灯、防護柵等交通安全施設の維持管理に伴う措置を行うとき。

- ①道路反射鏡、道路照明灯、防護柵、ガードレール、視線誘導標、視聴覚誘導ブロック、ベンチ等の破損への対応
- ②その他維持管理上著しい支障が生じるとき。

エ 供用中の施設の雨漏り等施設の維持管理に伴う措置を行うとき。

- ①雨漏りへの対応
- ②施設外周りの電気、水道、下水道、ガス設備等の故障への対応
- ③外壁落下への対応
- ④窓ガラスの破損への対応
- ⑤建物倒壊、設備の落下等への対応
- ⑥その他施設維持管理上に著しい支障が生じるとき。

オ 供用中の施設内の電気又は機械設備等の故障により復旧を行うとき。

- ①電気、給排水、空調、ガス設備等の故障への対応

②エレベーター等設備の故障への対応

③防災設備又は防犯設備の故障への対応

④緊急に復旧しなければ施設の運用に差し支える場合その他の設備の故障への対応

カ 災害に伴う工事又は災害の未然防止のための工事等を行うとき。

①地震、台風、洪水等の災害発生に伴う工事

②堤防決壊、落石等の箇所が判明し、直ちに施工しなければ被害が拡大するおそれのある場合の工事

③交通事故等の発生による二次災害を防止するための工事

キ その他市民生活に著しい支障が生じるとき。

【業務委託関係】

ア 施設の電気又は機械設備の故障により緊急点検等の措置を行うとき。

①電気、給排水、空調、ガス設備等の故障への対応

②エレベーター等設備の故障への対応

③防災設備の故障への対応

④緊急に復旧しなければ施設の運用に差し支える場合その他の設備の故障への対応

⑤異常気象による通行止め等の措置

イ 洪水、道路陥没、地すべり等の災害への対応や災害の未然防止のための工事に関連する業務を行うとき。

ウ インターネットを通じた申請、申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ、市民生活への多大な損害や利便性低下が生じる場合における措置を行うとき。

エ 感染症発生時の蔓延防止のために措置を行うとき。

オ 大気汚染、水質汚濁等環境への被害をもたらすおそれのある場合の措置を行うとき。

カ 下水汚泥、浚渫土等の廃棄物の緊急処分を行うとき。

キ 医療機器の故障に対する修理、外部への検査依頼等、緊急に対応しないと医療行為に著しい支障が生じるとき。

ク 検査機器が故障し、緊急に修理しないと検査業務に著しい支障が生じるとき。

ケ 消防機材及び救急・救命機材が故障し、緊急に修理しないと消防及び救急・救命活動に著しい支障が生じるとき。

コ 消防車両、救急車両等代替車両の無い特殊車両が故障又は破損し、緊急に修理しないと消防及び救急・救命活動に著しい支障が生じるとき。

サ その他市民生活に著しい支障が生じるとき。

【物品購入関係】

- ア 災害時又は災害発生を未然に防止するために緊急物資の購入をするとき。
- イ 感染症発生時の蔓延防止のために薬品等の物品を購入するとき。
- ウ 医療行為のため、在庫の保管をしていない薬品、診療材料等の物品を購入するとき。
- エ その他市民生活に著しい支障が生じるとき。

6 競争入札に付することが不利と認められる場合 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）

- (1) 現に契約履行中の施工業者に履行させた方が、工期の短縮又は経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事を施工するとき。
 - イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事を施工するとき。
 - ウ 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減又は工事の安全、円滑及び適切な施工が確保できる工事を施工するとき。
- (2) 他の発注者（例えば県）が発注し、現に施工中の工事と交錯する箇所の工事で、この工事を現に施工中の工事業者に行わせた場合には、工期の短縮又は経費の節減、工事の安全、円滑及び適切な施工が確保できるとき。
 - ア 鉄道工事と立体交差する道路工事等の交錯する箇所での工事を施工するとき。
 - イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複又は錯綜する工事を施行するとき。

7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある場合 （地方自治法施行令第167条の2第1項第7号）

- (1) 特定の施工者が施工に必要な資材等を多量に所有するため、他の者に比べ著しく低価で契約できるとき。
- (2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備新工法等を利用する方が著しく有利な価格で契約できるとき。

注1) 「時価に比して著しく有利な価格」とは、一般的には品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合より、誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合をいい、製造原価を下回った価格で契約できる場合等といわれており、あまり例はない。

8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合 （地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）

- (1) 全者が入札を辞退し、入札者がいないとき。

- (2) 再度の入札に付したが、予定価格超過の入札で落札者がいないとき。
- (3) 再度の入札に付したが、入札が無効になり落札者がいないとき。

ただし、改めて競争入札に付す時間的余裕がない場合に限る。

9 落札者が契約を締結しない場合 (地方自治法施行令第167条の2第1項第9号)
--

- (1) 落札者が契約を辞退したとき。
- (2) 落札者が倒産等により契約締結ができなくなったとき。
- (3) 落札者が所定の期日までに契約の保証を付すことができなかったとき。

ただし、改めて競争入札に付す時間的余裕がない場合に限る。